（第二版）（原稿配達）（昭和十一年四月十日第三種郵便物認可）　臺灣日日新報　（日曜日）　第一万二千九百四十五號　（一）

臺灣日日新報（夕刊）

四月十一日　一部一錢　定価月金四圓　臺北市北門町二丁目一番地　臺灣日日新報社　電話若干番　昭和十一年四月十一日　印刷納本　昭和十一年四月十一日　発行　臺灣日日新報社　臺北市北門町二丁目一番地　電話若干番　印刷人　大橋月皎　発行人　大橋月皎

タンタス　日東紅茶　純印肉茶葉

製糖會社の高配に
大蔵當局頗る不滿
先づ糖價を引下げよ

【臺北十日發】製糖會社の配當問題が明日開催及び翌日開催の定期總會（會場は何れも臺北）に於て重大問題として論議されんとしつゝあるが、當局に於ては會社側が從來の如く高率配當を行ふ場合は時局柄適當でないとの見地から、會社側に對し一割乃至二割の減配を行ふ樣勸告する筈であるが、會社側は既に株主に對し一割の配當を行ふ旨豫告し居るを以て、當局の勸告に對しては應じ難しとの態度を持し居るを以て、當局は會社側の態度如何に對し大藏省當局と協議の上、會社側に對し斷乎たる處置を採るに決したが、會社側は

暴戻極まるゲ・ベ・ウの不法行爲に抗議

外務省よりの訓令に基き 佐藤ハルビン總領事が

大いに進展を圖りたい

鈴樹教育課長談

都市生活の改善向上を圖る爲には都市の發展過程に於ける諸般の施設も亦大いに都市發展の實情に即應して行かねばならぬ、殊に臺北州下の中心都市たる臺北市は本島の中心として政治、經濟、文化、交通の諸方面に於ける發展の趨勢は實に著しいものがあり、その社會情勢の變遷は實に眼まぐるしいものがあり、その社會情勢の良否は直ちに島内全般に對して多大の影響を及ぼす事になると思ふ、然るに臺北、基隆兩市の今日の社會施設は社會教化的に見て實に多方面に亘り多大の努力を要する點が多いやうに思はれるのである、この際兩市の社會施設を根本的に立て直し、この時代の要求する都市教化の實現に即應する都市教化實行計畫を樹立することに對して、臺北州當局では目下その計畫樹立に關する研究を進めつゝあるが、この程その研究打合會を開催することゝなつてゐるので、これに關する臺北州當局の意向を聽いてみた

都市教化のため 臺北州が乘り出す

近く臺北、基隆兩市の關係職員が集つて 研究打合會を開く

臺北州當局では臺北州下各八口の約四割を占めてゐる臺北、基隆兩市の都市生活の改善向上の爲に社會教化事業の實現に關し、此際都市の關係職員が各方面に亘つて協力して兩市の社會教化實行計畫を樹立する爲臺北、基隆の兩市に於ける都市教化實行計畫樹立に即應せる都市教化實行計畫案の作製に關し十一日地方課長、社會教育主事、都市計畫關係職員、參事、警察署長より市教化實行計畫案の作製に關し左記十項目に亘つて具體的意見を聽取し實行計畫案を確立その原案に基き速に州よりは知事、內務部長、警務課長、警察署長より市教化實行計畫案の作製に關し左記十項目に亘つて具體的意見を聽取し實行計畫案を確立その原案に基き速に州よりは知事、內務部長、警務課長、警察署長より市教化實行計畫案の作製に關し左記十項目に亘つて具體的意見を聽取し實行計畫案を確立その原案に基き速に州よりは知事、內務部長、警務課長、警察署長より市教化實行計畫案の作製に關し左記十項目に亘つて具體的意見を聽取し實行計畫案を確立その原案に基き速に州よりは知事、內務部長、警務課長、警察署長より市教化實行計畫案の作製に關し左記十項目に亘つて具體的意見を聽取し實行計畫案を確立その原案に基き速に州よりは知事、內務部長、警務課長、警察署長より市教化實行計畫案の作製に關し左記十項目に亘つて具體的意見を聽取し實行計畫案を確立その原案に基き速に州よりは知事、內務部長、警務課長、警察署長より市教化實行計畫案の作製に關し左記十項目に亘つて具體的意見を聽取し實行計畫案を確立その原案に基き速に州よりは知事、內務部長、警務課長、警察署長より市教化實行計畫案の作製に關し左記十項目に亘つて具體的意見を聽取し實行計畫案を確立その原案に基き速に

一、都市教化指導方策に關する研究
一、新に實施を要する教化設施に關する研究
二、都市教化機關に關する研究
二、都市教化實行計畫案の作製に關する打合
一、其他都市教化上必要なる事項

臺北で始めて生れた仔馬

丸窓硝子越しに覗く

臺北競馬會所有馬

でゐたため地方競馬に出場させず臺北川端町競馬場で出産の日を待つて居たが去る八日午前三時頃仔馬が生れ落し親子共元氣である、臺北で馬が仔を産んだのはこれが最初の事で關係者に祝しかられて居る、寫眞は親仔

―けふ撮す―

長崎と上海の學童が 兩地で交驩の握手

作品展も開催して日支間の 親善に資する計畫

【臺岡發航空便】日支兩國の交通に伴ふ國際的關係を持つ長崎が最も重要視されてゐるので、長崎市では今般上海と同市との間に姉妹都市として兩方から歡迎小國民達の交驩使節として學童を交換することゝなつたが、その人選方法、交驩の方法等に關し目下慎重考慮中であるが、その概要は次の如くである

一、交驩使節は長崎市内小學校五年生以上の男女兩名宛とし、上海市の學童と同數とする

二、交驩使節は兩市の學校長の推薦に依り、市教育會に於て銓衡の上決定する

三、交驩使節は上海市の學童と共に上海市内の學校を參觀し、兩市學童の親善を圖る

四、交驩使節は上海市の學童と共に上海市内の名所舊蹟を見學する

五、交驩使節は上海市の學童と共に上海市内の學校に於て授業を參觀する

六、交驩使節は上海市の學童と共に上海市内の學校に於て授業を參觀する

七、交驩使節は上海市の學童と共に上海市内の學校に於て授業を參觀する

八、交驩使節は上海市の學童と共に上海市内の學校に於て授業を參觀する

九、交驩使節は上海市の學童と共に上海市内の學校に於て授業を參觀する

十、交驩使節は上海市の學童と共に上海市内の學校に於て授業を參觀する

十一、交驩使節は上海市の學童と共に上海市内の學校に於て授業を參觀する

十二、交驩使節は上海市の學童と共に上海市内の學校に於て授業を參觀する

十三、交驩使節は上海市の學童と共に上海市内の學校に於て授業を參觀する

十四、交驩使節は上海市の學童と共に上海市内の學校に於て授業を參觀する

十五、交驩使節は上海市の學童と共に上海市内の學校に於て授業を參觀する

十六、交驩使節は上海市の學童と共に上海市内の學校に於て授業を參觀する

十七、交驩使節は上海市の學童と共に上海市内の學校に於て授業を參觀する

十八、交驩使節は上海市の學童と共に上海市内の學校に於て授業を參觀する

十九、交驩使節は上海市の學童と共に上海市内の學校に於て授業を參觀する

二十、交驩使節は上海市の學童と共に上海市内の學校に於て授業を參觀する

二十一、交驩使節は上海市の學童と共に上海市内の學校に於て授業を參觀する

二十二、交驩使節は上海市の學童と共に上海市内の學校に於て授業を參觀する

二十三、交驩使節は上海市の學童と共に上海市内の學校に於て授業を參觀する

二十四、交驩使節は上海市の學童と共に上海市内の學校に於て授業を參觀する

二十五、交驩使節は上海市の學童と共に上海市内の學校に於て授業を參觀する

二十六、交驩使節は上海市の學童と共に上海市内の學校に於て授業を參觀する

二十七、交驩使節は上海市の學童と共に上海市内の學校に於て授業を參觀する

二十八、交驩使節は上海市の學童と共に上海市内の學校に於て授業を參觀する

二十九、交驩使節は上海市の學童と共に上海市内の學校に於て授業を參觀する

三十、交驩使節は上海市の學童と共に上海市内の學校に於て授業を參觀する

三十一、交驩使節は上海市の學童と共に上海市内の學校に於て授業を參觀する

三十二、交驩使節は上海市の學童と共に上海市内の學校に於て授業を參觀する

三十三、交驩使節は上海市の學童と共に上海市内の學校に於て授業を參觀する

三十四、交驩使節は上海市の學童と共に上海市内の學校に於て授業を參觀する

三十五、交驩使節は上海市の學童と共に上海市内の學校に於て授業を參觀する

三十六、交驩使節は上海市の學童と共に上海市内の學校に於て授業を參觀する

三十七、交驩使節は上海市の學童と共に上海市内の學校に於て授業を參觀する

三十八、交驩使節は上海市の學童と共に上海市内の學校に於て授業を參觀する

三十九、交驩使節は上海市の學童と共に上海市内の學校に於て授業を參觀する

四十、交驩使節は上海市の學童と共に上海市内の學校に於て授業を參觀する

四十一、交驩使節は上海市の學童と共に上海市内の學校に於て授業を參觀する

四十二、交驩使節は上海市の學童と共に上海市内の學校に於て授業を參觀する

四十三、交驩使節は上海市の學童と共に上海市内の學校に於て授業を參觀する

四十四、交驩使節は上海市の學童と共に上海市内の學校に於て授業を參觀する

四十五、交驩使節は上海市の學童と共に上海市内の學校に於て授業を參觀する

四十六、交驩使節は上海市の學童と共に上海市内の學校に於て授業を參觀する

四十七、交驩使節は上海市の學童と共に上海市内の學校に於て授業を參觀する

四十八、交驩使節は上海市の學童と共に上海市内の學校に於て授業を參觀する

四十九、交驩使節は上海市の學童と共に上海市内の學校に於て授業を參觀する

五十、交驩使節は上海市の學童と共に上海市内の學校に於て授業を參觀する

五十一、交驩使節は上海市の學童と共に上海市内の學校に於て授業を參觀する

五十二、交驩使節は上海市の學童と共に上海市内の學校に於て授業を參觀する

五十三、交驩使節は上海市の學童と共に上海市内の學校に於て授業を參觀する

五十四、交驩使節は上海市の學童と共に上海市内の學校に於て授業を參觀する

五十五、交驩使節は上海市の學童と共に上海市内の學校に於て授業を參觀する

五十六、交驩使節は上海市の學童と共に上海市内の學校に於て授業を參觀する

五十七、交驩使節は上海市の學童と共に上海市内の學校に於て授業を參觀する

五十八、交驩使節は上海市の學童と共に上海市内の學校に於て授業を參觀する

五十九、交驩使節は上海市の學童と共に上海市内の學校に於て授業を參觀する

六十、交驩使節は上海市の學童と共に上海市内の學校に於て授業を參觀する

六十一、交驩使節は上海市の學童と共に上海市内の學校に於て授業を參觀する

六十二、交驩使節は上海市の學童と共に上海市内の學校に於て授業を參觀する

六十三、交驩使節は上海市の學童と共に上海市内の學校に於て授業を參觀する

六十四、交驩使節は上海市の學童と共に上海市内の學校に於て授業を參觀する

六十五、交驩使節は上海市の學童と共に上海市内の學校に於て授業を參觀する

六十六、交驩使節は上海市の學童と共に上海市内の學校に於て授業を參觀する

六十七、交驩使節は上海市の學童と共に上海市内の學校に於て授業を參觀する

六十八、交驩使節は上海市の學童と共に上海市内の學校に於て授業を參觀する

六十九、交驩使節は上海市の學童と共に上海市内の學校に於て授業を參觀する

七十、交驩使節は上海市の學童と共に上海市内の學校に於て授業を參觀する

七十一、交驩使節は上海市の學童と共に上海市内の學校に於て授業を參觀する

七十二、交驩使節は上海市の學童と共に上海市内の學校に於て授業を參觀する

七十三、交驩使節は上海市の學童と共に上海市内の學校に於て授業を參觀する

七十四、交驩使節は上海市の學童と共に上海市内の學校に於て授業を參觀する

七十五、交驩使節は上海市の學童と共に上海市内の學校に於て授業を參觀する

七十六、交驩使節は上海市の學童と共に上海市内の學校に於て授業を參觀する

七十七、交驩使節は上海市の學童と共に上海市内の學校に於て授業を參觀する

七十八、交驩使節は上海市の學童と共に上海市内の學校に於て授業を參觀する

七十九、交驩使節は上海市の學童と共に上海市内の學校に於て授業を參觀する

八十、交驩使節は上海市の學童と共に上海市内の學校に於て授業を參觀する

八十一、交驩使節は上海市の學童と共に上海市内の學校に於て授業を參觀する

八十二、交驩使節は上海市の學童と共に上海市内の學校に於て授業を參觀する

八十三、交驩使節は上海市の學童と共に上海市内の學校に於て授業を參觀する

八十四、交驩使節は上海市の學童と共に上海市内の學校に於て授業を參觀する

八十五、交驩使節は上海市の學童と共に上海市内の學校に於て授業を參觀する

八十六、交驩使節は上海市の學童と共に上海市内の學校に於て授業を參觀する

八十七、交驩使節は上海市の學童と共に上海市内の學校に於て授業を參觀する

八十八、交驩使節は上海市の學童と共に上海市内の學校に於て授業を參觀する

八十九、交驩使節は上海市の學童と共に上海市内の學校に於て授業を參觀する

九十、交驩使節は上海市の學童と共に上海市内の學校に於て授業を參觀する

九十一、交驩使節は上海市の學童と共に上海市内の學校に於て授業を參觀する

九十二、交驩使節は上海市の學童と共に上海市内の學校に於て授業を參觀する

九十三、交驩使節は上海市の學童と共に上海市内の學校に於て授業を參觀する

九十四、交驩使節は上海市の學童と共に上海市内の學校に於て授業を參觀する

九十五、交驩使節は上海市の學童と共に上海市内の學校に於て授業を參觀する

九十六、交驩使節は上海市の學童と共に上海市内の學校に於て授業を參觀する

九十七、交驩使節は上海市の學童と共に上海市内の學校に於て授業を參觀する

九十八、交驩使節は上海市の學童と共に上海市内の學校に於て授業を參觀する

九十九、交驩使節は上海市の學童と共に上海市内の學校に於て授業を參觀する

百、交驩使節は上海市の學童と共に上海市内の學校に於て授業を參觀する

中央軍の出樣一つて 山西の情勢變化せん

今井少佐語る

太原より歸北した

【北平十日發電】北支駐屯軍特務部の佐々八日山西に向け歸山途中太原に於て山西軍閥の一人閻錫山と會見し十日午後飛行機で歸北したが同行者は左の如く發表

新高

竣功したダグラス『新高』號

群馬縣太田の中島飛行場にて空輸直前 木場特派員撮影

基隆神社奉告祭 近く盛大に擧行

【基隆特電】既報昨年基隆神社の社殿を新築して正式な第一回例大祭を擧行すべく決定したが、その後種々の都合上延期されてゐたが愈々來る七月二日及び七月十五日の二つに分ち市民祭として擧行する事となつた、又從來六月二日であつた大祭の日取變更に付ては來る十五日午後一時から氏子總代會を開いて原案作成をなし二十五日總會に諮つて決定する筈である

戰備を充實した ソ聯軍の陣容

赤色下の外蒙國境を衝く

本土と完全に遮斷

臺北の花まつり あす盛大に擧行

行列は法華寺から新公園へ

早川雪洲が 近く來臺

【東京十一日發】早川雪洲は今度實業關係の話が纏まり十四日東京を出發十五日神戸から郵船大和丸で臺灣に渡り十九日臺北を經由して全島を巡業、歸途北支地方を打つて五月中旬歸京の豫定

自由人野球春期リーグ最終試合

自由人野球聯盟の春期リーグ戰の最終試合は左の通りに依り十二日（日）午後一時より第一球場に於て開催される、春リーグ戰終了後、直にカフエー對抗に於て參加各團體の優勝者を決定、引續き全團體の總出場による紅白試合を行ふ

一時より　井龍一記者
三時より　春男一團

水利妨害に無罪

水利妨害で一審無罪だつたのを檢事控訴の結果、二審でも無罪となつた、吉田檢事の控訴趣意は、原審公判調書中の證人の供述を採用しないのは違法であるとの點にあつたが、判決は、原審が證人の供述を採用しなかつたのは、その供述が措信し難いと認めたからであつて、原審の措置は相當であるとして、控訴を棄却した

小島新市長紹介の夕

小島新市長紹介の夕、臺灣第一ダンスホールの教養部主任に新任した小島新市長紹介の夕は十二、十二兩日開催する

大いに進展を圖りたい

鈴樹教育課長談

（前略）

不貞の妻を殺して八年

けふ言渡さる

新竹地方法院に於ては相當信望ある有力者であるが十一日午前一時頃自宅物置小屋に縊死してゐるのを發見、自殺と認定して檢屍の上取敢へず仲である

基隆神社奉告祭 近く盛大に擧行

（前略）

戰備を充實した ソ聯軍の陣容

赤色下の外蒙國境を衝く

（前略）

臺北の花まつり あす盛大に擧行

行列は法華寺から新公園へ

（前略）

早川雪洲が 近く來臺

（前略）

自由人野球春期リーグ最終試合

（前略）

水利妨害に無罪

（前略）

小島新市長紹介の夕

（前略）

臺北で始めて生れた仔馬

（前略）

不貞の妻を殺して八年

（前略）

新竹の天氣

（十一日）

潮汐

（十一日）

釣

▲基隆　小雨降り寒き爲め釣船附近にては釣客なし

▲山子脚　雨天なるも釣客あれば水面は靜かにて釣り頃なり、此のまゝ曇天續くも釣客は多からん

▲淡水　降雨のため昨日はしからざるも釣客附近のスキー、ヅは有望なり

▲澳底、大溪、龜山　風雨强く今の所見込みなきも天候が回復すればグツド釣れ時は有望

內地土產

芭蕉煎餅下江商店

書籍

常用語辭典

醫院

花柳病大栗病院

樂器

山葉オルガン

時計眼鏡

和田にメガネ專門

メガネ專門日光堂

料理屋

壽司天ぷら

生そば幾金京町店

洋服

洋服と制帽の調製は

ラヂオ器械

入學御祝にはラヂオ

蓄音器

月やく

紙文房具

萬年筆大澤商會

雜件

運命鑑定

コークス卸小賣

帽子

七寸喫煙具

ホーロー看板

寫眞機と材料

メイコーカメラ

經濟カマド

世帶道具

たんかん桐田商會

書籍

常用語辭典

醫院

大栗病院

內地土產

芭蕉煎餅下江商店

三共舍

樂器

山葉オルガン

時計眼鏡

和田にメガネ專門

メガネ專門日光堂

料理屋

壽司天ぷら

生そば幾金京町店

洋服

洋服と制帽の調製は

ラヂオ器械

入學御祝にはラヂオ

蓄音器

月やく

紙文房具

萬年筆大澤商會

雜件

運命鑑定

コークス卸小賣

帽子

七寸喫煙具

ホーロー看板

寫眞機と材料

メイコーカメラ

經濟カマド

世帶道具

たんかん桐田商會

京町 文堂の特別サービス 三割引 ボサンゴの逸品揃ひ おみやげ特價品 寶石類多數 十日より五日間

Columbia コロムビア大四の春のこと 初戀日記 ざくら行進曲 蘭洲想へば 下田夜曲 慣れしたしい歌！陽氣な歌！切々たる歌！胸せまる歌！ コロムビアレコード

イカリソース 日本一の産額 日本一の品質 日本一の信用 日本一づくめ

滿金食物 夕刊鳥 乳等 基隆市

外科 性病科 梅田醫院 院長 田中檢

はやか 不意の御來客に毎日の御會に

其の夢…描寫 美男美女 一心 誓

軍用犬の分譲 大會開催 金融迅速本人來談 呂剌 商品券電話 玄米精乳と牛乳 小供服 春の日遊マーケット 柳山アパート 電話 商品券

紙衣祖師（80）

吉川英治作　山村新花畫

法敵篇

七花八裂（こ）

「弟子の良覚さ――確と、中堂の御耶と、叡山の大衆へ、この由、伝えておいてくれい」

「心得た」

「では、後を頼もう」

「四」

弟子良覚とわかれて、法師たちは山へ走った。

僧兵がもつて来る筈の輿を、もう中途の寺々では待つてゐた。

「八人掛と、先へ走つて行つた、一人（僧）ぐらゐ。その者が次の寺へ駆けると、おづかなうたに、こゝは「山のうち知れて」

「おてついけません」

と、人々は、御所のやうに、駕を降りた。

山天台の習ひ習ひ習ひ悪い来ると、ことを習慣として、法師たちは山へやがて、おらうところの輿置場へ、

「こんとはかちと思いやう。いくら何時法然でも、習慣でも、数命的な数曜をうけ、そこにちがひない」

いかに吾が叡山の人々がそれに恐れ入つたか――早ものあらうなといふ、いは習慣といはれてゐる多くの口からも察れた。

「仕様。ここを外すな」

叡山は又、騒動しだした。

さういふ間の事なれば元より多くひとに出すのではない。僧の打倒党勢の理解をかけて、奈市へ入れ出した。

貴族も、それを駕へ乗つて着び、「法然停止訴え」をさし出すと共に、出立や、すぐ立ち、駕かり、輿をからして、数衆門を出発した。駕輿といい、だ法然を狙れ――と叫んだ。

のだ。

「さゝ、逃げるんです」

と、云つた。

「あの火事は、法華寺ですか」

「火ぶたけなら、こんなにあわてはしません。書院の者がやつて来たのです。たうとうやつて来た！何十人といふ、御輿を連れて――」

公開掲示板

兒童酷使教育

一父兄

◇教育五、六年生に就き、時には昼食夕食後迄九、十時まで何時に悩まされてゐるを見る時我は共の子供達に代つて憤りを感じる。何卒に減らゆつくりと寝を許して大事戸破に様とする御親かあつたら、我は中等学校入学の準備教育に對する世論御覧し時代を其の過中に過して来て、重要の児童の勿に取り十分にいたけ切つてゐる為、子供本来の快活さのない世界し切つた妻と見る時其の父兄達が其の妻に聞く事りに無関心であると云ふことに少なからずおされてゐる仕末だ。

◇教育家それ自体に任じてゐる教員諸君もおらくはそれに気が付いて内心自をひそめてゐる訳当なるまで學校に止め置き、課外授業の名の下に大きく枝を延べ、それに必ずや私の考へてゐる教員に對して無理無條件な授業委員の誤つた優良教員賞に一致するだらう、今更云ふもつまらない話だが教育は決して事務ではない学園でもない。

◇殊に小学校教育者諸氏に望む。どうか若手を捉へ情で優しく抱いて其の本性をより大きく啓発しやうとする為の若い優良教員であると云ふことが選まで子供

◇教育家諸氏に於ては、今日の教育制度

來特別議會開會劈頭

二二六事眞相發表

政府對議會準備著々進步

東京十一日電。五月一日特別議會開會前。政府既著手準備諸般事務。訂年來二十日。由各省集首相演說資料。及議會提出法律案等。立擬來週十四日定例閣議。政務官決定後。協議特別議會對策。而第六十九議會。分野。及古未曾有之二二六事件直後。尚在戒嚴令下非常時局。依然反映之非常議會。政府當其議會對策協議。已期萬無遺漏。開會劈頭。用何適當形式。將二二六事件眞相。逐一發表。並究新情勢之根源。披瀝現內閣對處之決意。廣田首相。近日於閣議席上。以爲正式議題。求全閣僚。披瀝交換意見。藉以決定。其成行非常注目云。

喬參謀司令官師團長

相與協力匡濟時艱

廣田首相午餐席上述懷

東京十日電。十日正午。首相官邸。軍司令官。師團長招待午餐會。廣田首相。鈴木藏相。寺內陸相。去一月二十六日事件。上幅最穩。下動搖情。逐爲治安保持。至眞戒嚴布告。不勝感慨之至。願朝野深察其所由來。最善努力。使今後不再滋事。政府在現下我國情之下。更謀明徵國防之國體觀念。刷新文教。作興國民精神。以與國體不相容之一切惡弊之一期使新民能耐因難。爲忠良之臣民。益致其報國之赤誠。

觀之國際情勢現狀。努力國防充實。並其所關諸施設。整備擴充。信爲喫緊之時務。政府自當過進確立其有統一之自主積極外交。使外交國防歸一。而本諸帝國一貫之方針之國際信義。用衆東亞安定勢力之實績。而增貫獻世界之和增進人類之福祉各位各閣軍之重職。更加努力。彌奮軍之旗信。諸政府所期。相與匡濟時艱。普遍時勢。尤所切望無已也云々。

政務官銓衡

略已決定

來十四日發令

東京十日發。廣田首相十日閣議散會後。求島田前田。小川政務官出閣。留會。稍商臨時決。但以平文相。目下尚在旅行中。當日閣。未能決定。擬待文相歸京。來十四日定例閣議。最後決定發令云。

田口齋藤兩官長

臨佩議會

京京十日電。田口齋議院記記官長。十一日午前九時。到永田町官邸。訪廖沼記官長。而商來五月一日召集特別議會開會準備事宜云。

十二國委員會談

議長報告會談

議意軍用毒

參府十日電。十二國委員會。十日午前十一時。十分。移非公開會。先由議長。報告九日夜。所與眞國代表會談內容。後議意軍瓦斯使用等所聞。法官告云。

寧軍在晉

作保無變

今井少佐談

北平十日電。北平駐在武官今井少佐。九日起山西與國境山。朱毅先部兵。與閻錫山。軍人會見。十日午庄長。爲人和睦。庄民一

竹山庄長

林朝槐氏去職

後任中島氏

竹山庄長林朝槐氏。自昨年爲有事。自發的提出辭表。去九日。許可。後任者二

花蓮港中學

志願者三百

花蓮港中學校。確定來開校。然因官府指導。未能通過。故願當初之志願者。陸續前往。一二三年生。三百餘名。內地人。本島人。各半數。一二年生。三百餘名。內地人。本島人。各半數。結局通過定員三百名。

臺中州五大工事

本月下旬全部竣工

臺中州昭和十年度中五大工事。即埔里眉溪堤防。長四百六十五米。濁水溪九塊厝堤防。長七百米。大甲溪土牛護岸堤防。長四百米。大安溪社尾堤防。長五百三十米。大甲溪右岸南埔堤防。長一千二百米。工費共二十二萬六千四百圓。自前年興工。然因天候關係。工事意外延遲。於十年度內。不能完成。但本月下旬。可得竣工云。

臺南圓林團

與臺南圓再試

臺南州下野球界之嘉義農雄視中等野球界之嘉義農校。即埔里眉溪堤防。長四百六十五米。濁水溪九塊厝堤防。長七百米。大甲溪土牛護岸堤防。長四百米。大安溪社尾堤防。長五百三十米。大甲溪右岸南埔堤防。長一千二百米。工費共二十二萬六千四百圓。自前年興工。然因天候關係。工事意外延遲。於十年度內。不能完成。但本月下旬。可得竣工云。

嘉農林團

與臺南圓再試

去三月三十一日午後二時。於臺南圓再決雌雄。嘉農爲甲子園出場之練習云。

竹山庄長

林朝槐氏去職

後任中島氏

竹山庄長林朝槐氏。自昨年爲有事。自發的提出辭表。去九日。許可。後任者二

臺車顚覆

押車夫斷手

埔里街恒吉宮媽祖。去八日。舉行祭典。多至五百六十八名。同日下午。由牛舍發火。延燒粟倉及置物倉庫。竝燒失粟三千五百斤。至九時十五分頃鎭火。損失三百餘圓。

俄蒙互援協約回答

國民政府擬再反駁

但微溫的態度能成何事

南京十日電。南京政府外交部。十日午前午後。開首腦部會議。以張外交部長爲中心。議對俄蒙互援協定抗議。俄部政府回答處法。結果決定十一日中。再發反駁的抗議文。然華方對此問題態度。甘受俄倭非禮至極之惡声。而竊意溫的。只用言言其不認俄蒙協約其提訴聯盟。如有面目。或早殺止。亦未可知云。

蔣氏到漢更赴西安

或發略取山西指令

漢口十日電。傳蔣介石氏。十八日發漢口。十九日午後四時十分。乘軍艦到武昌。則十日午後四時十分。乘軍艦到武昌。漢口支店。同九時。集湖北省政府首腦部。訓示。翌十一日乘飛行機赴西安。招張學良氏以下。或發略取山西省之重大指令云。

竹山通姦害夫案

證據充分犯人送庭

竹山郡大林三年前通姦結局。判明證據充分。前將一對姦夫姦婦。負書類。途交臺中地方法院。又害心檢事。竝被害人。黃傳興頭布。又有小公學校上級生。配役於各社路頭。指揮行人通行左御。

彰化

議衛生展

化警察署署長。署長合落成記念催生展。十七日午後三時。在同署開催。會員。警察官。署員。家族。會員。

祭典準備續

宝藏寺參詣

宜蘭宝藏寺。祭典準備。

都市教化振興計畫

臺北州樹立根本方策

基北兩市設研究磋商會

一、主旨　就臺北市及基隆市。樹立根本方策。以作市。適切有效。都市教化方策。爲之研究磋商。以作成當該都市教化實行計畫案。

二、期日　于四五月中之數日間。期日于開係課磋商決定之。

三、場所　于臺北及基隆兩市。交互開會。

四、出席者　主實行計畫原案作製。主以下記職員出席。州市教育課長。社會教育主事。社會教育審記（實行計畫原案作製後。于前記職員外。更加左記有力關係職員。開都市教化協議會審議之）。

知事。內務部長。地方課長。勸業課長。警務部長。警務課長。保安課長。衛生課長。市尹。助役。警察署長。其他關係一職員。

五、研究磋商要目　（一）都市現況及其將來所關考察。（二）都市教化方針所關研究。（三）都市教化對象所關研究。（四）都市教化現況所關考察。（五）都市教化振興方案所關研究。（六）都市教化指導方案所關研究。（七）要施實施教化施設所關研究。（八）教化組織所關研究。（九）都市教化實行實施案作製所關研究。（十）其他都市教化上必要事項。

六、其他　開催地市。當日派記錄係員出席。出席者須携帶當日都市教化研究磋商必要之街地圖。都市概要。請統計。教育要覽。其他參考資料等各數部以上計畫。如得具體案。則將移于實行。然後爲第二次計畫。即此據鈴樹州教育課長所談如左。

此次爲作製臺北基隆都市教化私本方針。及實行計畫。特開都市教化研究磋商會。然欲謀都市振興發展。必先確立都市教化之根本方針。而此方針。非調查研究。不能樹立。故此次開催研究磋商會也。

物產紹介所

按明年度

設于神戶市

神戶特電。中瀨殖產局長。視臺岡。臺山。和歌山。福岡。各縣市。物產紹介所。主任。會合。協議。決定。明年度。于神戶市。設置。其目的。在自。各縣市。物產中。選出。優良品。而紹介。斡旋。販路。擴張。以增進。生產。及消費。之圓滑。

司令長官歸艦

臺北州以臺北基隆二市。之重大事實。殊知臺北州。本島之中心都市。一爲本島門戶之港都。其人口占全州下之四成。故其社會狀勢之良否。立致影響全州下。且于其種意味。對島內全體。有受大影響。

重以臺北基隆兩市。今日之社會實情。由社會教化的觀之。不少有。要努力施設之事項。爰欲于此際。精查兩市社會實態。併考慮其將來之指標。而本于其實情之都市教化實行計畫。勵力圖都市教化之進展。乃于此次開研究磋商會也。

北州米穀組合總會

組織米買賣改善協會

正副組長二氏勇退

臺北州米穀商同業組合。去十日午後四時。在臺米倉庫。開第十一回定時總會。出席組合員百五十人中。出席者。委任狀五十通。合計二百五名。委任狀五十通。氏。自十二年前組合創立。盡力組合。努力不少。實氏身兼多數組合職。辭意堅決。即機續至今。組合長。楊深二氏。勇退。

捕獲賭博逃犯

十九日。盛大舉行。去十日午後四時半。在屋本俱樂部。推薦實業協會長爲。祭典委員長。街助役副之。其他同街有力者爲委員。是夜七時。會集。

壹岐丸船客

在澎湖投海

定船期食岐丸。去十日午前零時四十分。由馬公拔錨。駛往澎湖。臨望安庄東吉嶼南方五里海上時。二等船客臺北市錦町吳服商唐津安。由船上投海。即停船搜索。然不得發見。因再航行。十日六時抵高雄。乃報其事于水上派出所云。

大饒保正

受取調後歸家

傳爲祭祀公業

臺中州員林街大饒保正張朝。九日午前中。受郡召喚。在刑事室。由永津。北川檢察官上與。開廷公判。事實審理後。由檢察官求刑。懲役十二年。次有井川辯護士辯論。訂來十六日判決言渡云。

豐田村小火

去十日午後一時許。花蓮港廳下豐田村山下。由陳龜里之家發火。燒失二戶至下午二時頃始熄。原因似爲失火云。

殺人犯公判

求刑十二年

竹東郡北埔庄人茶販李爾壽。年三十八。因犯殺人死體遺棄事件。去九日。在臺北地方法院刑事合議部。由山脇裁判長主審。北川檢察官上與。開廷公判。事實審理後。由檢察官求刑。懲役十二年。次有井川辯護士辯論。訂來十六日判決言渡云。

中國人擅入

海軍無電所

罰金卅圓

中國人。趙顯齋。擅入鳳山海軍無線電信所三塊厝受信所。並反軍機保護法移交高雄法院支部檢察局由岩切檢察官。從嚴查究去九日起訴。廻送法院。由上野判官。以略式命令判決罰金三十圓云。

回祿爲災

員林郡坡心庄梧鳳字二重溝人黃春之家。去九日午後八時半起。由牛舍發火延燒。前者暴風盛烈。火勢猛烈。難于處理。然全其青年前途。欲爲善導。陸續送還。俾克洗面革心云。

竊犯實地檢證

臺南州會文郡警察。課于刑事十日。盜竊盜犯人。同郡下茅營。庄港尾。六二二前科三犯鍾尼。年二十五。到嘉義署。由吳刑事往市內三被害之處。實地檢證。外尚對甲外二處。所竊取現金及金屬品自轉車一臺等。計三百餘圓。聞經尼於去三月

在對岸非爲無賴漢

決定陸續送還臺灣

一日大球九送歸兩名

福州近訊。福州總領事館。四日。始由臺南刑務所釋放。未一週間。遂向各方面行竊云。

聞失車輪

詐取十五圓

嘉義市。元町六丁目。二五楊彩化市支金庫。從來雖有所金不附利息。損失莫大。者新市當局。向彩化銀行交涉結果。目前在庫。若有四萬圓以上時。則交附日步六厘之利息云。

上級移轉

新築校舍

彩化市小學校。新築校舍。一部分告竣。訂十五日。將四年生以上兒童。先行一部分移轉。

來彰視察

來彰視察

新竹州中堀部下敎育視察。一行十五名。月十二日來彰。

臺南

市營住宅

臺南市營住宅。明日建築告竣。即於九日。定使用條例。其概要。分爲左記。

豐田村小火

去十日午後一時許。花蓮港廳下豐田村山下。由陳龜里之家發火。燒失二戶至下午二時頃始熄。原因似爲失火云。

殺人犯公判

求刑十二年

竹東郡北埔庄人茶販李爾壽。年三十八。因犯殺人死體遺棄事件。去九日。在臺北地方法院刑事合議部。由山脇裁判長主審。北川檢察官上與。開廷公判。事實審理後。由檢察官求刑。懲役十二年。次有井川辯護士辯論。訂來十六日判決言渡云。

中國人擅入

海軍無電所

罰金卅圓

中國人。趙顯齋。擅入鳳山海軍無線電信所三塊厝受信所。並反軍機保護法移交高雄法院支部檢察局由岩切檢察官。從嚴查究去九日起訴。廻送法院。由上野判官。以略式命令判決罰金三十圓云。

回祿爲災

員林郡坡心庄梧鳳字二重溝人黃春之家。去九日午後八時半起。由牛舍發火延燒。前者暴風盛烈。火勢猛烈。難于處理。然全其青年前途。欲爲善導。陸續送還。俾克洗面革心云。

竊犯實地檢證

臺南州會文郡警察。課于刑事十日。盜竊盜犯人。同郡下茅營。庄港尾。六二二前科三犯鍾尼。年二十五。到嘉義署。由吳刑事往市內三被害之處。實地檢證。外尚對甲外二處。所竊取現金及金屬品自轉車一臺等。計三百餘圓。聞經尼於去三月

捕獲賭博逃犯

十九日。盛大舉行。去十日午後四時半。在屋本俱樂部。推薦實業協會長爲。祭典委員長。街助役副之。其他同街有力者爲委員。是夜七時。會集。

壹岐丸船客

在澎湖投海

定船期食岐丸。去十日午前零時四十分。由馬公拔錨。駛往澎湖。臨望安庄東吉嶼南方五里海上時。二等船客臺北市錦町吳服商唐津安。由船上投海。即停船搜索。然不得發見。因再航行。十日六時抵高雄。乃報其事于水上派出所云。

大饒保正

受取調後歸家

傳爲祭祀公業

臺中州員林街大饒保正張朝。九日午前中。受郡召喚。在刑事室。由永津。北川檢察官上與。開廷公判。事實審理後。由檢察官求刑。懲役十二年。次有井川辯護士辯論。訂來十六日判決言渡云。

花蓮港水產

記念行事

花蓮港廳勸業水產係。訂來十三日。即水產記念日。組合員總會。報告昨年業務。協議十年度豫算。組合員買賣完全禁絕。組合員買賣比較的安全云。

家畜仲買組合

初回總會

臺北市家畜市場仲買組合。本日午後二時。在市內第一回組合員總會。報告昨年業務。協議十年度豫算。組合員買賣完全禁絕。組合員買賣比較的安全云。

豐田村小火

去十日午後一時許。花蓮港廳下豐田村山下。由陳龜里之家發火。燒失二戶至下午二時頃始熄。原因似爲失火云。

殺人犯公判

求刑十二年

竹東郡北埔庄人茶販李爾壽。年三十八。因犯殺人死體遺棄事件。去九日。在臺北地方法院刑事合議部。由山脇裁判長主審。北川檢察官上與。開廷公判。事實審理後。由檢察官求刑。懲役十二年。次有井川辯護士辯論。訂來十六日判決言渡云。

中國人擅入

海軍無電所

罰金卅圓

中國人。趙顯齋。擅入鳳山海軍無線電信所三塊厝受信所。並反軍機保護法移交高雄法院支部檢察局由岩切檢察官。從嚴查究去九日起訴。廻送法院。由上野判官。以略式命令判決罰金三十圓云。

回祿爲災

員林郡坡心庄梧鳳字二重溝人黃春之家。去九日午後八時半起。由牛舍發火延燒。前者暴風盛烈。火勢猛烈。難于處理。然全其青年前途。欲爲善導。陸續送還。俾克洗面革心云。

竊犯實地檢證

臺南州會文郡警察。課于刑事十日。盜竊盜犯人。同郡下茅營。庄港尾。六二二前科三犯鍾尼。年二十五。到嘉義署。由吳刑事往市內三被害之處。實地檢證。外尚對甲外二處。所竊取現金及金屬品自轉車一臺等。計三百餘圓。聞經尼於去三月

捕獲賭博逃犯

十九日。盛大舉行。去十日午後四時半。在屋本俱樂部。推薦實業協會長爲。祭典委員長。街助役副之。其他同街有力者爲委員。是夜七時。會集。

壹岐丸船客

在澎湖投海

定船期食岐丸。去十日午前零時四十分。由馬公拔錨。駛往澎湖。臨望安庄東吉嶼南方五里海上時。二等船客臺北市錦町吳服商唐津安。由船上投海。即停船搜索。然不得發見。因再航行。十日六時抵高雄。乃報其事于水上派出所云。

大饒保正

受取調後歸家

傳爲祭祀公業

臺中州員林街大饒保正張朝。九日午前中。受郡召喚。在刑事室。由永津。北川檢察官上與。開廷公判。事實審理後。由檢察官求刑。懲役十二年。次有井川辯護士辯論。訂來十六日判決言渡云。

花蓮港水產

記念行事

花蓮港廳勸業水產係。訂來十三日。即水產記念日。組合員總會。報告昨年業務。協議十年度豫算。組合員買賣完全禁絕。組合員買賣比較的安全云。

家畜仲買組合

初回總會

臺北市家畜市場仲買組合。本日午後二時。在市內第一回組合員總會。報告昨年業務。協議十年度豫算。組合員買賣完全禁絕。組合員買賣比較的安全云。

北州米穀組合總會

組織米買賣改善協會

正副組長二氏勇退

臺北州米穀商同業組合。去十日午後四時。在臺米倉庫。開第十一回定時總會。出席組合員百五十人中。出席者。委任狀五十通。合計二百五名。委任狀五十通。氏。自十二年前組合創立。盡力組合。努力不少。實氏身兼多數組合職。辭意堅決。即機續至今。組合長。楊深二氏。勇退。

（朝刊十二頁夕刊四頁）（明治二十五年九月九日第三種郵便物認可）

臺灣日日新報

臺北市街圖
定價五十錢　郵費四錢
發行所臺灣日日新報社

呈一御披露
印刷所へ

○大賀見せり
胃腸病はデルビーてなほる
全治者の實話

デルビー定價
金一圓
金二圓
金五圓

神代園太郎

君は五六年前より胸の悪い時の少しの食い物を食つても酒を飲んでも下痢ピーピーの下痢しばり如何なる良薬を用ひても身に付かず身體は骨と皮ばかりに痩せ細り顔は蒼く日々の衰へ出で歩くさへ苦しき有様名ある醫師にも大阪にて其他出来るだけの事をしたが其效なく絶望に陥つて居る際にデルビーの廣告に接し早速取寄せ用ひしに僅か五日分を服用せしに一包一包其ヤメ難かりし下痢は止まり食慾は増進し

低金利の浸潤と普遍化
信用組合も追隨させたい

一、本局(大藏省)に於ては銀行局の低利政策を強調し、日銀の指導的利下歩合引下げ、預金の吸方により利子引下げ實現することになつたが、既にこれらの實績の新公定賃付歩合によるも、依然に比し商業手形が二厘、倉庫證券が一厘、信用組合約一厘乃至二厘と、從來の儘に放置されて居るものが多く、銀行も大體に於て其の儘放置する模樣であるが、同時に預金利子の引下げを斷行するの外、貸出利子の引下げをも斷行すべきであるとの輿論が一般に擡頭して來たことは、當局者の最も注意すべきことである。

二、銀行の利子引下げが期待される所以は、銀行の經營費が低利による收益に比べて割高になつて居ることにある。銀行の經營費は、その大部分が人件費と事務費とに分たれるが、其の内人件費は、銀行の經營費の約三分の一を占めて居り、其の他事務費の内には、印刷費、通信費、廣告費、交際費、交通費、家賃、修繕費、消耗品費、雜費等があるが、これ等の費目は、何れも相當の節約が可能であると思はれる。

三、この點を金一千二百萬圓は預金利子の引下げによつて得られる利益であるから、銀行は之を以て經營費の節減に努めるべきであり、又預金利子の引下げによつて得られる利益は、預金者に還元すべきものであるから、銀行は之を以て貸出利子の引下げに充つべきである。

四、此際敢て言ふまでもなく銀行は預金者の金利に對する關係上、預金者の利益を無視することは出來ないことは勿論であるが、今日の經濟時代に於ける利益は決して多くはないのである。

肅軍二段の處置として
陸相、國政一新に邁進
特別議會で軍備充實と並行
國民生活の安定を力說せん

【東京十一日發】寺内陸相は十一日午前十時より陸軍省内に於て一部部内に對する軍務局長會議を開き、二・二六事件の善後處置に關する陸軍の態度を決定したが、これに關し寺内陸相は次の如く語つた

一、本事件の發生に對しては、既に陛下の御軫念を拜し恐懼に堪へざる次第であり、又國民一般に對しても深く申譯なきことを感じてゐる。

二、今回の事件は、その動機に於ては、國體の本義に基き、國防の充實を圖り、以て皇運を扶翼し奉らんとするの至情に出でたものであるが、その行動に於ては、軍紀を紊し、上官の命令を無視し、且つ周到なる計畫の下に、兇器を以て重臣を殺傷し、官公廳を襲撃し、占據したるが如きは、統帥の本義に悖り、軍人精神の根本を破壞するものであつて、皇軍の歷史上、曾つて見ざる不祥事である。

三、從つて、今後皇軍は、一絲亂れざる嚴肅なる軍紀の下に、一致團結して、各々其の任務の遂行に邁進し、以て聖慮を安んじ奉り、國民の信賴に應へんことを期すべきである。

四、今回の事件の動機は、國體の本義に基き、國防の充實を圖らんとするの至情に出でたものであるが、その行動に於ては、軍紀を紊し、上官の命令を無視し、且つ周到なる計畫の下に、兇器を以て重臣を殺傷し、官公廳を襲撃し、占據したるが如きは、統帥の本義に悖り、軍人精神の根本を破壞するものであつて、皇軍の歷史上、曾つて見ざる不祥事である。

五、從つて、今後皇軍は、一絲亂れざる嚴肅なる軍紀の下に、一致團結して、各々其の任務の遂行に邁進し、以て聖慮を安んじ奉り、國民の信賴に應へんことを期すべきである。

六、今回の事件の動機は、國體の本義に基き、國防の充實を圖らんとするの至情に出でたものであるが、その行動に於ては、軍紀を紊し、上官の命令を無視し、且つ周到なる計畫の下に、兇器を以て重臣を殺傷し、官公廳を襲撃し、占據したるが如きは、統帥の本義に悖り、軍人精神の根本を破壞するものであつて、皇軍の歷史上、曾つて見ざる不祥事である。

七、從つて、今後皇軍は、一絲亂れざる嚴肅なる軍紀の下に、一致團結して、各々其の任務の遂行に邁進し、以て聖慮を安んじ奉り、國民の信賴に應へんことを期すべきである。

八、今回の事件の動機は、國體の本義に基き、國防の充實を圖らんとするの至情に出でたものであるが、その行動に於ては、軍紀を紊し、上官の命令を無視し、且つ周到なる計畫の下に、兇器を以て重臣を殺傷し、官公廳を襲撃し、占據したるが如きは、統帥の本義に悖り、軍人精神の根本を破壞するものであつて、皇軍の歷史上、曾つて見ざる不祥事である。

九、從つて、今後皇軍は、一絲亂れざる嚴肅なる軍紀の下に、一致團結して、各々其の任務の遂行に邁進し、以て聖慮を安んじ奉り、國民の信賴に應へんことを期すべきである。

十、今回の事件の動機は、國體の本義に基き、國防の充實を圖らんとするの至情に出でたものであるが、その行動に於ては、軍紀を紊し、上官の命令を無視し、且つ周到なる計畫の下に、兇器を以て重臣を殺傷し、官公廳を襲撃し、占據したるが如きは、統帥の本義に悖り、軍人精神の根本を破壞するものであつて、皇軍の歷史上、曾つて見ざる不祥事である。

十一、從つて、今後皇軍は、一絲亂れざる嚴肅なる軍紀の下に、一致團結して、各々其の任務の遂行に邁進し、以て聖慮を安んじ奉り、國民の信賴に應へんことを期すべきである。

十二、今回の事件の動機は、國體の本義に基き、國防の充實を圖らんとするの至情に出でたものであるが、その行動に於ては、軍紀を紊し、上官の命令を無視し、且つ周到なる計畫の下に、兇器を以て重臣を殺傷し、官公廳を襲撃し、占據したるが如きは、統帥の本義に悖り、軍人精神の根本を破壞するものであつて、皇軍の歷史上、曾つて見ざる不祥事である。

十三、從つて、今後皇軍は、一絲亂れざる嚴肅なる軍紀の下に、一致團結して、各々其の任務の遂行に邁進し、以て聖慮を安んじ奉り、國民の信賴に應へんことを期すべきである。

十四、今回の事件の動機は、國體の本義に基き、國防の充實を圖らんとするの至情に出でたものであるが、その行動に於ては、軍紀を紊し、上官の命令を無視し、且つ周到なる計畫の下に、兇器を以て重臣を殺傷し、官公廳を襲撃し、占據したるが如きは、統帥の本義に悖り、軍人精神の根本を破壞するものであつて、皇軍の歷史上、曾つて見ざる不祥事である。

十五、從つて、今後皇軍は、一絲亂れざる嚴肅なる軍紀の下に、一致團結して、各々其の任務の遂行に邁進し、以て聖慮を安んじ奉り、國民の信賴に應へんことを期すべきである。

十六、今回の事件の動機は、國體の本義に基き、國防の充實を圖らんとするの至情に出でたものであるが、その行動に於ては、軍紀を紊し、上官の命令を無視し、且つ周到なる計畫の下に、兇器を以て重臣を殺傷し、官公廳を襲撃し、占據したるが如きは、統帥の本義に悖り、軍人精神の根本を破壞するものであつて、皇軍の歷史上、曾つて見ざる不祥事である。

十七、從つて、今後皇軍は、一絲亂れざる嚴肅なる軍紀の下に、一致團結して、各々其の任務の遂行に邁進し、以て聖慮を安んじ奉り、國民の信賴に應へんことを期すべきである。

十八、今回の事件の動機は、國體の本義に基き、國防の充實を圖らんとするの至情に出でたものであるが、その行動に於ては、軍紀を紊し、上官の命令を無視し、且つ周到なる計畫の下に、兇器を以て重臣を殺傷し、官公廳を襲撃し、占據したるが如きは、統帥の本義に悖り、軍人精神の根本を破壞するものであつて、皇軍の歷史上、曾つて見ざる不祥事である。

十九、從つて、今後皇軍は、一絲亂れざる嚴肅なる軍紀の下に、一致團結して、各々其の任務の遂行に邁進し、以て聖慮を安んじ奉り、國民の信賴に應へんことを期すべきである。

二十、今回の事件の動機は、國體の本義に基き、國防の充實を圖らんとするの至情に出でたものであるが、その行動に於ては、軍紀を紊し、上官の命令を無視し、且つ周到なる計畫の下に、兇器を以て重臣を殺傷し、官公廳を襲撃し、占據したるが如きは、統帥の本義に悖り、軍人精神の根本を破壞するものであつて、皇軍の歷史上、曾つて見ざる不祥事である。

二十一、從つて、今後皇軍は、一絲亂れざる嚴肅なる軍紀の下に、一致團結して、各々其の任務の遂行に邁進し、以て聖慮を安んじ奉り、國民の信賴に應へんことを期すべきである。

二十二、今回の事件の動機は、國體の本義に基き、國防の充實を圖らんとするの至情に出でたものであるが、その行動に於ては、軍紀を紊し、上官の命令を無視し、且つ周到なる計畫の下に、兇器を以て重臣を殺傷し、官公廳を襲撃し、占據したるが如きは、統帥の本義に悖り、軍人精神の根本を破壞するものであつて、皇軍の歷史上、曾つて見ざる不祥事である。

二十三、從つて、今後皇軍は、一絲亂れざる嚴肅なる軍紀の下に、一致團結して、各々其の任務の遂行に邁進し、以て聖慮を安んじ奉り、國民の信賴に應へんことを期すべきである。

二十四、今回の事件の動機は、國體の本義に基き、國防の充實を圖らんとするの至情に出でたものであるが、その行動に於ては、軍紀を紊し、上官の命令を無視し、且つ周到なる計畫の下に、兇器を以て重臣を殺傷し、官公廳を襲撃し、占據したるが如きは、統帥の本義に悖り、軍人精神の根本を破壞するものであつて、皇軍の歷史上、曾つて見ざる不祥事である。

二十五、從つて、今後皇軍は、一絲亂れざる嚴肅なる軍紀の下に、一致團結して、各々其の任務の遂行に邁進し、以て聖慮を安んじ奉り、國民の信賴に應へんことを期すべきである。

二十六、今回の事件の動機は、國體の本義に基き、國防の充實を圖らんとするの至情に出でたものであるが、その行動に於ては、軍紀を紊し、上官の命令を無視し、且つ周到なる計畫の下に、兇器を以て重臣を殺傷し、官公廳を襲撃し、占據したるが如きは、統帥の本義に悖り、軍人精神の根本を破壞するものであつて、皇軍の歷史上、曾つて見ざる不祥事である。

二十七、從つて、今後皇軍は、一絲亂れざる嚴肅なる軍紀の下に、一致團結して、各々其の任務の遂行に邁進し、以て聖慮を安んじ奉り、國民の信賴に應へんことを期すべきである。

二十八、今回の事件の動機は、國體の本義に基き、國防の充實を圖らんとするの至情に出でたものであるが、その行動に於ては、軍紀を紊し、上官の命令を無視し、且つ周到なる計畫の下に、兇器を以て重臣を殺傷し、官公廳を襲撃し、占據したるが如きは、統帥の本義に悖り、軍人精神の根本を破壞するものであつて、皇軍の歷史上、曾つて見ざる不祥事である。

二十九、從つて、今後皇軍は、一絲亂れざる嚴肅なる軍紀の下に、一致團結して、各々其の任務の遂行に邁進し、以て聖慮を安んじ奉り、國民の信賴に應へんことを期すべきである。

三十、今回の事件の動機は、國體の本義に基き、國防の充實を圖らんとするの至情に出でたものであるが、その行動に於ては、軍紀を紊し、上官の命令を無視し、且つ周到なる計畫の下に、兇器を以て重臣を殺傷し、官公廳を襲撃し、占據したるが如きは、統帥の本義に悖り、軍人精神の根本を破壞するものであつて、皇軍の歷史上、曾つて見ざる不祥事である。

三十一、從つて、今後皇軍は、一絲亂れざる嚴肅なる軍紀の下に、一致團結して、各々其の任務の遂行に邁進し、以て聖慮を安んじ奉り、國民の信賴に應へんことを期すべきである。

三十二、今回の事件の動機は、國體の本義に基き、國防の充實を圖らんとするの至情に出でたものであるが、その行動に於ては、軍紀を紊し、上官の命令を無視し、且つ周到なる計畫の下に、兇器を以て重臣を殺傷し、官公廳を襲撃し、占據したるが如きは、統帥の本義に悖り、軍人精神の根本を破壞するものであつて、皇軍の歷史上、曾つて見ざる不祥事である。

三十三、從つて、今後皇軍は、一絲亂れざる嚴肅なる軍紀の下に、一致團結して、各々其の任務の遂行に邁進し、以て聖慮を安んじ奉り、國民の信賴に應へんことを期すべきである。

三十四、今回の事件の動機は、國體の本義に基き、國防の充實を圖らんとするの至情に出でたものであるが、その行動に於ては、軍紀を紊し、上官の命令を無視し、且つ周到なる計畫の下に、兇器を以て重臣を殺傷し、官公廳を襲撃し、占據したるが如きは、統帥の本義に悖り、軍人精神の根本を破壞するものであつて、皇軍の歷史上、曾つて見ざる不祥事である。

三十五、從つて、今後皇軍は、一絲亂れざる嚴肅なる軍紀の下に、一致團結して、各々其の任務の遂行に邁進し、以て聖慮を安んじ奉り、國民の信賴に應へんことを期すべきである。

三十六、今回の事件の動機は、國體の本義に基き、國防の充實を圖らんとするの至情に出でたものであるが、その行動に於ては、軍紀を紊し、上官の命令を無視し、且つ周到なる計畫の下に、兇器を以て重臣を殺傷し、官公廳を襲撃し、占據したるが如きは、統帥の本義に悖り、軍人精神の根本を破壞するものであつて、皇軍の歷史上、曾つて見ざる不祥事である。

三十七、從つて、今後皇軍は、一絲亂れざる嚴肅なる軍紀の下に、一致團結して、各々其の任務の遂行に邁進し、以て聖慮を安んじ奉り、國民の信賴に應へんことを期すべきである。

三十八、今回の事件の動機は、國體の本義に基き、國防の充實を圖らんとするの至情に出でたものであるが、その行動に於ては、軍紀を紊し、上官の命令を無視し、且つ周到なる計畫の下に、兇器を以て重臣を殺傷し、官公廳を襲撃し、占據したるが如きは、統帥の本義に悖り、軍人精神の根本を破壞するものであつて、皇軍の歷史上、曾つて見ざる不祥事である。

三十九、從つて、今後皇軍は、一絲亂れざる嚴肅なる軍紀の下に、一致團結して、各々其の任務の遂行に邁進し、以て聖慮を安んじ奉り、國民の信賴に應へんことを期すべきである。

四十、今回の事件の動機は、國體の本義に基き、國防の充實を圖らんとするの至情に出でたものであるが、その行動に於ては、軍紀を紊し、上官の命令を無視し、且つ周到なる計畫の下に、兇器を以て重臣を殺傷し、官公廳を襲撃し、占據したるが如きは、統帥の本義に悖り、軍人精神の根本を破壞するものであつて、皇軍の歷史上、曾つて見ざる不祥事である。

四十一、從つて、今後皇軍は、一絲亂れざる嚴肅なる軍紀の下に、一致團結して、各々其の任務の遂行に邁進し、以て聖慮を安んじ奉り、國民の信賴に應へんことを期すべきである。

四十二、今回の事件の動機は、國體の本義に基き、國防の充實を圖らんとするの至情に出でたものであるが、その行動に於ては、軍紀を紊し、上官の命令を無視し、且つ周到なる計畫の下に、兇器を以て重臣を殺傷し、官公廳を襲撃し、占據したるが如きは、統帥の本義に悖り、軍人精神の根本を破壞するものであつて、皇軍の歷史上、曾つて見ざる不祥事である。

四十三、從つて、今後皇軍は、一絲亂れざる嚴肅なる軍紀の下に、一致團結して、各々其の任務の遂行に邁進し、以て聖慮を安んじ奉り、國民の信賴に應へんことを期すべきである。

四十四、今回の事件の動機は、國體の本義に基き、國防の充實を圖らんとするの至情に出でたものであるが、その行動に於ては、軍紀を紊し、上官の命令を無視し、且つ周到なる計畫の下に、兇器を以て重臣を殺傷し、官公廳を襲撃し、占據したるが如きは、統帥の本義に悖り、軍人精神の根本を破壞するものであつて、皇軍の歷史上、曾つて見ざる不祥事である。

四十五、從つて、今後皇軍は、一絲亂れざる嚴肅なる軍紀の下に、一致團結して、各々其の任務の遂行に邁進し、以て聖慮を安んじ奉り、國民の信賴に應へんことを期すべきである。

四十六、今回の事件の動機は、國體の本義に基き、國防の充實を圖らんとするの至情に出でたものであるが、その行動に於ては、軍紀を紊し、上官の命令を無視し、且つ周到なる計畫の下に、兇器を以て重臣を殺傷し、官公廳を襲撃し、占據したるが如きは、統帥の本義に悖り、軍人精神の根本を破壞するものであつて、皇軍の歷史上、曾つて見ざる不祥事である。

四十七、從つて、今後皇軍は、一絲亂れざる嚴肅なる軍紀の下に、一致團結して、各々其の任務の遂行に邁進し、以て聖慮を安んじ奉り、國民の信賴に應へんことを期すべきである。

四十八、今回の事件の動機は、國體の本義に基き、國防の充實を圖らんとするの至情に出でたものであるが、その行動に於ては、軍紀を紊し、上官の命令を無視し、且つ周到なる計畫の下に、兇器を以て重臣を殺傷し、官公廳を襲撃し、占據したるが如きは、統帥の本義に悖り、軍人精神の根本を破壞するものであつて、皇軍の歷史上、曾つて見ざる不祥事である。

四十九、從つて、今後皇軍は、一絲亂れざる嚴肅なる軍紀の下に、一致團結して、各々其の任務の遂行に邁進し、以て聖慮を安んじ奉り、國民の信賴に應へんことを期すべきである。

五十、今回の事件の動機は、國體の本義に基き、國防の充實を圖らんとするの至情に出でたものであるが、その行動に於ては、軍紀を紊し、上官の命令を無視し、且つ周到なる計畫の下に、兇器を以て重臣を殺傷し、官公廳を襲撃し、占據したるが如きは、統帥の本義に悖り、軍人精神の根本を破壞するものであつて、皇軍の歷史上、曾つて見ざる不祥事である。

五十一、從つて、今後皇軍は、一絲亂れざる嚴肅なる軍紀の下に、一致團結して、各々其の任務の遂行に邁進し、以て聖慮を安んじ奉り、國民の信賴に應へんことを期すべきである。

五十二、今回の事件の動機は、國體の本義に基き、國防の充實を圖らんとするの至情に出でたものであるが、その行動に於ては、軍紀を紊し、上官の命令を無視し、且つ周到なる計畫の下に、兇器を以て重臣を殺傷し、官公廳を襲撃し、占據したるが如きは、統帥の本義に悖り、軍人精神の根本を破壞するものであつて、皇軍の歷史上、曾つて見ざる不祥事である。

五十三、從つて、今後皇軍は、一絲亂れざる嚴肅なる軍紀の下に、一致團結して、各々其の任務の遂行に邁進し、以て聖慮を安んじ奉り、國民の信賴に應へんことを期すべきである。

五十四、今回の事件の動機は、國體の本義に基き、國防の充實を圖らんとするの至情に出でたものであるが、その行動に於ては、軍紀を紊し、上官の命令を無視し、且つ周到なる計畫の下に、兇器を以て重臣を殺傷し、官公廳を襲撃し、占據したるが如きは、統帥の本義に悖り、軍人精神の根本を破壞するものであつて、皇軍の歷史上、曾つて見ざる不祥事である。

五十五、從つて、今後皇軍は、一絲亂れざる嚴肅なる軍紀の下に、一致團結して、各々其の任務の遂行に邁進し、以て聖慮を安んじ奉り、國民の信賴に應へんことを期すべきである。

五十六、今回の事件の動機は、國體の本義に基き、國防の充實を圖らんとするの至情に出でたものであるが、その行動に於ては、軍紀を紊し、上官の命令を無視し、且つ周到なる計畫の下に、兇器を以て重臣を殺傷し、官公廳を襲撃し、占據したるが如きは、統帥の本義に悖り、軍人精神の根本を破壞するものであつて、皇軍の歷史上、曾つて見ざる不祥事である。

五十七、從つて、今後皇軍は、一絲亂れざる嚴肅なる軍紀の下に、一致團結して、各々其の任務の遂行に邁進し、以て聖慮を安んじ奉り、國民の信賴に應へんことを期すべきである。

五十八、今回の事件の動機は、國體の本義に基き、國防の充實を圖らんとするの至情に出でたものであるが、その行動に於ては、軍紀を紊し、上官の命令を無視し、且つ周到なる計畫の下に、兇器を以て重臣を殺傷し、官公廳を襲撃し、占據したるが如きは、統帥の本義に悖り、軍人精神の根本を破壞するものであつて、皇軍の歷史上、曾つて見ざる不祥事である。

五十九、從つて、今後皇軍は、一絲亂れざる嚴肅なる軍紀の下に、一致團結して、各々其の任務の遂行に邁進し、以て聖慮を安んじ奉り、國民の信賴に應へんことを期すべきである。

六十、今回の事件の動機は、國體の本義に基き、國防の充實を圖らんとするの至情に出でたものであるが、その行動に於ては、軍紀を紊し、上官の命令を無視し、且つ周到なる計畫の下に、兇器を以て重臣を殺傷し、官公廳を襲撃し、占據したるが如きは、統帥の本義に悖り、軍人精神の根本を破壞するものであつて、皇軍の歷史上、曾つて見ざる不祥事である。

六十一、從つて、今後皇軍は、一絲亂れざる嚴肅なる軍紀の下に、一致團結して、各々其の任務の遂行に邁進し、以て聖慮を安んじ奉り、國民の信賴に應へんことを期すべきである。

六十二、今回の事件の動機は、國體の本義に基き、國防の充實を圖らんとするの至情に出でたものであるが、その行動に於ては、軍紀を紊し、上官の命令を無視し、且つ周到なる計畫の下に、兇器を以て重臣を殺傷し、官公廳を襲撃し、占據したるが如きは、統帥の本義に悖り、軍人精神の根本を破壞するものであつて、皇軍の歷史上、曾つて見ざる不祥事である。

六十三、從つて、今後皇軍は、一絲亂れざる嚴肅なる軍紀の下に、一致團結して、各々其の任務の遂行に邁進し、以て聖慮を安んじ奉り、國民の信賴に應へんことを期すべきである。

六十四、今回の事件の動機は、國體の本義に基き、國防の充實を圖らんとするの至情に出でたものであるが、その行動に於ては、軍紀を紊し、上官の命令を無視し、且つ周到なる計畫の下に、兇器を以て重臣を殺傷し、官公廳を襲撃し、占據したるが如きは、統帥の本義に悖り、軍人精神の根本を破壞するものであつて、皇軍の歷史上、曾つて見ざる不祥事である。

六十五、從つて、今後皇軍は、一絲亂れざる嚴肅なる軍紀の下に、一致團結して、各々其の任務の遂行に邁進し、以て聖慮を安んじ奉り、國民の信賴に應へんことを期すべきである。

六十六、今回の事件の動機は、國體の本義に基き、國防の充實を圖らんとするの至情に出でたものであるが、その行動に於ては、軍紀を紊し、上官の命令を無視し、且つ周到なる計畫の下に、兇器を以て重臣を殺傷し、官公廳を襲撃し、占據したるが如きは、統帥の本義に悖り、軍人精神の根本を破壞するものであつて、皇軍の歷史上、曾つて見ざる不祥事である。

六十七、從つて、今後皇軍は、一絲亂れざる嚴肅なる軍紀の下に、一致團結して、各々其の任務の遂行に邁進し、以て聖慮を安んじ奉り、國民の信賴に應へんことを期すべきである。

六十八、今回の事件の動機は、國體の本義に基き、國防の充實を圖らんとするの至情に出でたものであるが、その行動に於ては、軍紀を紊し、上官の命令を無視し、且つ周到なる計畫の下に、兇器を以て重臣を殺傷し、官公廳を襲撃し、占據したるが如きは、統帥の本義に悖り、軍人精神の根本を破壞するものであつて、皇軍の歷史上、曾つて見ざる不祥事である。

六十九、從つて、今後皇軍は、一絲亂れざる嚴肅なる軍紀の下に、一致團結して、各々其の任務の遂行に邁進し、以て聖慮を安んじ奉り、國民の信賴に應へんことを期すべきである。

七十、今回の事件の動機は、國體の本義に基き、國防の充實を圖らんとするの至情に出でたものであるが、その行動に於ては、軍紀を紊し、上官の命令を無視し、且つ周到なる計畫の下に、兇器を以て重臣を殺傷し、官公廳を襲撃し、占據したるが如きは、統帥の本義に悖り、軍人精神の根本を破壞するものであつて、皇軍の歷史上、曾つて見ざる不祥事である。

七十一、從つて、今後皇軍は、一絲亂れざる嚴肅なる軍紀の下に、一致團結して、各々其の任務の遂行に邁進し、以て聖慮を安んじ奉り、國民の信賴に應へんことを期すべきである。

七十二、今回の事件の動機は、國體の本義に基き、國防の充實を圖らんとするの至情に出でたものであるが、その行動に於ては、軍紀を紊し、上官の命令を無視し、且つ周到なる計畫の下に、兇器を以て重臣を殺傷し、官公廳を襲撃し、占據したるが如きは、統帥の本義に悖り、軍人精神の根本を破壞するものであつて、皇軍の歷史上、曾つて見ざる不祥事である。

七十三、從つて、今後皇軍は、一絲亂れざる嚴肅なる軍紀の下に、一致團結して、各々其の任務の遂行に邁進し、以て聖慮を安んじ奉り、國民の信賴に應へんことを期すべきである。

七十四、今回の事件の動機は、國體の本義に基き、國防の充實を圖らんとするの至情に出でたものであるが、その行動に於ては、軍紀を紊し、上官の命令を無視し、且つ周到なる計畫の下に、兇器を以て重臣を殺傷し、官公廳を襲撃し、占據したるが如きは、統帥の本義に悖り、軍人精神の根本を破壞するものであつて、皇軍の歷史上、曾つて見ざる不祥事である。

七十五、從つて、今後皇軍は、一絲亂れざる嚴肅なる軍紀の下に、一致團結して、各々其の任務の遂行に邁進し、以て聖慮を安んじ奉り、國民の信賴に應へんことを期すべきである。

七十六、今回の事件の動機は、國體の本義に基き、國防の充實を圖らんとするの至情に出でたものであるが、その行動に於ては、軍紀を紊し、上官の命令を無視し、且つ周到なる計畫の下に、兇器を以て重臣を殺傷し、官公廳を襲撃し、占據したるが如きは、統帥の本義に悖り、軍人精神の根本を破壞するものであつて、皇軍の歷史上、曾つて見ざる不祥事である。

七十七、從つて、今後皇軍は、一絲亂れざる嚴肅なる軍紀の下に、一致團結して、各々其の任務の遂行に邁進し、以て聖慮を安んじ奉り、國民の信賴に應へんことを期すべきである。

七十八、今回の事件の動機は、國體の本義に基き、國防の充實を圖らんとするの至情に出でたものであるが、その行動に於ては、軍紀を紊し、上官の命令を無視し、且つ周到なる計畫の下に、兇器を以て重臣を殺傷し、官公廳を襲撃し、占據したるが如きは、統帥の本義に悖り、軍人精神の根本を破壞するものであつて、皇軍の歷史上、曾つて見ざる不祥事である。

七十九、從つて、今後皇軍は、一絲亂れざる嚴肅なる軍紀の下に、一致團結して、各々其の任務の遂行に邁進し、以て聖慮を安んじ奉り、國民の信賴に應へんことを期すべきである。

八十、今回の事件の動機は、國體の本義に基き、國防の充實を圖らんとするの至情に出でたものであるが、その行動に於ては、軍紀を紊し、上官の命令を無視し、且つ周到なる計畫の下に、兇器を以て重臣を殺傷し、官公廳を襲撃し、占據したるが如きは、統帥の本義に悖り、軍人精神の根本を破壞するものであつて、皇軍の歷史上、曾つて見ざる不祥事である。

八十一、從つて、今後皇軍は、一絲亂れざる嚴肅なる軍紀の下に、一致團結して、各々其の任務の遂行に邁進し、以て聖慮を安んじ奉り、國民の信賴に應へんことを期すべきである。

八十二、今回の事件の動機は、國體の本義に基き、國防の充實を圖らんとするの至情に出でたものであるが、その行動に於ては、軍紀を紊し、上官の命令を無視し、且つ周到なる計畫の下に、兇器を以て重臣を殺傷し、官公廳を襲撃し、占據したるが如きは、統帥の本義に悖り、軍人精神の根本を破壞するものであつて、皇軍の歷史上、曾つて見ざる不祥事である。

八十三、從つて、今後皇軍は、一絲亂れざる嚴肅なる軍紀の下に、一致團結して、各々其の任務の遂行に邁進し、以て聖慮を安んじ奉り、國民の信賴に應へんことを期すべきである。

八十四、今回の事件の動機は、國體の本義に基き、國防の充實を圖らんとするの至情に出でたものであるが、その行動に於ては、軍紀を紊し、上官の命令を無視し、且つ周到なる計畫の下に、兇器を以て重臣を殺傷し、官公廳を襲撃し、占據したるが如きは、統帥の本義に悖り、軍人精神の根本を破壞するものであつて、皇軍の歷史上、曾つて見ざる不祥事である。

八十五、從つて、今後皇軍は、一絲亂れざる嚴肅なる軍紀の下に、一致團結して、各々其の任務の遂行に邁進し、以て聖慮を安んじ奉り、國民の信賴に應へんことを期すべきである。

八十六、今回の事件の動機は、國體の本義に基き、國防の充實を圖らんとするの至情に出でたものであるが、その行動に於ては、軍紀を紊し、上官の命令を無視し、且つ周到なる計畫の下に、兇器を以て重臣を殺傷し、官公廳を襲撃し、占據したるが如きは、統帥の本義に悖り、軍人精神の根本を破壞するものであつて、皇軍の歷史上、曾つて見ざる不祥事である。

八十七、從つて、今後皇軍は、一絲亂れざる嚴肅なる軍紀の下に、一致團結して、各々其の任務の遂行に邁進し、以て聖慮を安んじ奉り、國民の信賴に應へんことを期すべきである。

八十八、今回の事件の動機は、國體の本義に基き、國防の充實を圖らんとするの至情に出でたものであるが、その行動に於ては、軍紀を紊し、上官の命令を無視し、且つ周到なる計畫の下に、兇器を以て重臣を殺傷し、官公廳を襲撃し、占據したるが如きは、統帥の本義に悖り、軍人精神の根本を破壞するものであつて、皇軍の歷史上、曾つて見ざる不祥事である。

八十九、從つて、今後皇軍は、一絲亂れざる嚴肅なる軍紀の下に、一致團結して、各々其の任務の遂行に邁進し、以て聖慮を安んじ奉り、國民の信賴に應へんことを期すべきである。

九十、今回の事件の動機は、國體の本義に基き、國防の充實を圖らんとするの至情に出でたものであるが、その行動に於ては、軍紀を紊し、上官の命令を無視し、且つ周到なる計畫の下に、兇器を以て重臣を殺傷し、官公廳を襲撃し、占據したるが如きは、統帥の本義に悖り、軍人精神の根本を破壞するものであつて、皇軍の歷史上、曾つて見ざる不祥事である。

九十一、從つて、今後皇軍は、一絲亂れざる嚴肅なる軍紀の下に、一致團結して、各々其の任務の遂行に邁進し、以て聖慮を安んじ奉り、國民の信賴に應へんことを期すべきである。

九十二、今回の事件の動機は、國體の本義に基き、國防の充實を圖らんとするの至情に出でたものであるが、その行動に於ては、軍紀を紊し、上官の命令を無視し、且つ周到なる計畫の下に、兇器を以て重臣を殺傷し、官公廳を襲撃し、占據したるが如きは、統帥の本義に悖り、軍人精神の根本を破壞するものであつて、皇軍の歷史上、曾つて見ざる不祥事である。

九十三、從つて、今後皇軍は、一絲亂れざる嚴肅なる軍紀の下に、一致團結して、各々其の任務の遂行に邁進し、以て聖慮を安んじ奉り、國民の信賴に應へんことを期すべきである。

九十四、今回の事件の動機は、國體の本義に基き、國防の充實を圖らんとするの至情に出でたものであるが、その行動に於ては、軍紀を紊し、上官の命令を無視し、且つ周到なる計畫の下に、兇器を以て重臣を殺傷し、官公廳を襲撃し、占據したるが如きは、統帥の本義に悖り、軍人精神の根本を破壞するものであつて、皇軍の歷史上、曾つて見ざる不祥事である。

九十五、從つて、今後皇軍は、一絲亂れざる嚴肅なる軍紀の下に、一致團結して、各々其の任務の遂行に邁進し、以て聖慮を安んじ奉り、國民の信賴に應へんことを期すべきである。

九十六、今回の事件の動機は、國體の本義に基き、國防の充實を圖らんとするの至情に出でたものであるが、その行動に於ては、軍紀を紊し、上官の命令を無視し、且つ周到なる計畫の下に、兇器を以て重臣を殺傷し、官公廳を襲撃し、占據したるが如きは、統帥の本義に悖り、軍人精神の根本を破壞するものであつて、皇軍の歷史上、曾つて見ざる不祥事である。

九十七、從つて、今後皇軍は、一絲亂れざる嚴肅なる軍紀の下に、一致團結して、各々其の任務の遂行に邁進し、以て聖慮を安んじ奉り、國民の信賴に應へんことを期すべきである。

九十八、今回の事件の動機は、國體の本義に基き、國防の充實を圖らんとするの至情に出でたものであるが、その行動に於ては、軍紀を紊し、上官の命令を無視し、且つ周到なる計畫の下に、兇器を以て重臣を殺傷し、官公廳を襲撃し、占據したるが如きは、統帥の本義に悖り、軍人精神の根本を破壞するものであつて、皇軍の歷史上、曾つて見ざる不祥事である。

九十九、從つて、今後皇軍は、一絲亂れざる嚴肅なる軍紀の下に、一致團結して、各々其の任務の遂行に邁進し、以て聖慮を安んじ奉り、國民の信賴に應へんことを期すべきである。

百、今回の事件の動機は、國體の本義に基き、國防の充實を圖らんとするの至情に出でたものであるが、その行動に於ては、軍紀を紊し、上官の命令を無視し、且つ周到なる計畫の下に、兇器を以て重臣を殺傷し、官公廳を襲撃し、占據したるが如きは、統帥の本義に悖り、軍人精神の根本を破壞するものであつて、皇軍の歷史上、曾つて見ざる不祥事である。

百一、從つて、今後皇軍は、一絲亂れざる嚴肅なる軍紀の下に、一致團結して、各々其の任務の遂行に邁進し、以て聖慮を安んじ奉り、國民の信賴に應へんことを期すべきである。

百二、今回の事件の動機は、國體の本義に基き、國防の充實を圖らんとするの至情に出でたものであるが、その行動に於ては、軍紀を紊し、上官の命令を無視し、且つ周到なる計畫の下に、兇器を以て重臣を殺傷し、官公廳を襲撃し、占據したるが如きは、統帥の本義に悖り、軍人精神の根本を破壞するものであつて、皇軍の歷史上、曾つて見ざる不祥事である。

百三、從つて、今後皇軍は、一絲亂れざる嚴肅なる軍紀の下に、一致團結して、各々其の任務の遂行に邁進し、以て聖慮を安んじ奉り、國民の信賴に應へんことを期すべきである。

百四、今回の事件の動機は、國體の本義に基き、國防の充實を圖らんとするの至情に出でたものであるが、その行動に於ては、軍紀を紊し、上官の命令を無視し、且つ周到なる計畫の下に、兇器を以て重臣を殺傷し、官公廳を襲撃し、占據したるが如きは、統帥の本義に悖り、軍人精神の根本を破壞するものであつて、皇軍の歷史上、曾つて見ざる不祥事である。

百五、從つて、今後皇軍は、一絲亂れざる嚴肅なる軍紀の下に、一致團結して、各々其の任務の遂行に邁進し、以て聖慮を安んじ奉り、國民の信賴に應へんことを期すべきである。

百六、今回の事件の動機は、國體の本義に基き、國防の充實を圖らんとするの至情に出でたものであるが、その行動に於ては、軍紀を紊し、上官の命令を無視し、且つ周到なる計畫の下に、兇器を以て重臣を殺傷し、官公廳を襲撃し、占據したるが如きは、統帥の本義に悖り、軍人精神の根本を破壞するものであつて、皇軍の歷史上、曾つて見ざる不祥事である。

百七、從つて、今後皇軍は、一絲亂れざる嚴肅なる軍紀の下に、一致團結して、各々其の任務の遂行に邁進し、以て聖慮を安んじ奉り、國民の信賴に應へんことを期すべきである。

百八、今回の事件の動機は、國體の本義に基き、國防の充實を圖らんとするの至情に出でたものであるが、その行動に於ては、軍紀を紊し、上官の命令を無視し、且つ周到なる計畫の下に、兇器を以て重臣を殺傷し、官公廳を襲撃し、占據したるが如きは、統帥の本義に悖り、軍人精神の根本を破壞するものであつて、皇軍の歷史上、曾つて見ざる不祥事である。

百九、從つて、今後皇軍は、一絲亂れざる嚴肅なる軍紀の下に、一致團結して、各々其の任務の遂行に邁進し、以て聖慮を安んじ奉り、國民の信賴に應へんことを期すべきである。

百十、今回の事件の動機は、國體の本義に基き、國防の充實を圖らんとするの至情に出でたものであるが、その行動に於ては、軍紀を紊し、上官の命令を無視し、且つ周到なる計畫の下に、兇器を以て重臣を殺傷し、官公廳を襲撃し、占據したるが如きは、統帥の本義に悖り、軍人精神の根本を破壞するものであつて、皇軍の歷史上、曾つて見ざる不祥事である。

百十一、從つて、今後皇軍は、一絲亂れざる嚴肅なる軍紀の下に、一致團結して、各々其の任務の遂行に邁進し、以て聖慮を安んじ奉り、國民の信賴に應へんことを期すべきである。

百十二、今回の事件の動機は、國體の本義に基き、國防の充實を圖らんとするの至情に出でたものであるが、その行動に於ては、軍紀を紊し、上官の命令を無視し、且

花蓮港の砂金は海底にも豊富だ

ポンプで採取の方法もある

京大教授　三雲英之助氏談

躍進を見た十年中の鐵道貨物

農産好況—震災—博覽會等々の渦巻的期劃

主要品の動き

臺灣物産

神戸展示會は望外の大成功

國際的進出への渡りを傾聽すべし

臺南州農會から畜産事業を分離

州當局は之を重大視

臺北州

米穀統合

信用組合にも利下を慫慂

臺北州では一齊通牒を發し

臺北市内組合はけふ打合

鮮銀でも利下發表

十一日實施

十一年度は更に增收見込

自然增を見越して

強氣の鐵道部

生絲又安し

古米格査定會

十三日正市に開く

一日の增體量が四百二十七匁……

基隆郡肉豚競技會に現れた大記錄

京大教授　三雲英之助氏談

臺北市場

株式

期米

穀肥

爲替

銀塊

島内現株相場

島内米肥

島内肥料相場

商況（十一日）

臺灣米穀市場

臺灣青果市場

臺灣雜穀市場

臺灣砂糖市場

臺灣鹽業市場

臺灣木材市場

臺灣肥料市場

臺灣石炭市場

臺灣紙類市場

臺灣燐寸市場

臺灣酒類市場

臺灣煉瓦市場

臺灣油脂市場

臺灣化學品市場

臺灣藥品市場

臺灣織物市場

臺灣雜貨市場

臺灣金屬市場

臺灣機械市場

臺灣電氣市場

臺灣家具市場

臺灣皮革市場

臺灣ゴム製品市場

臺灣書籍市場

臺灣文具市場

臺灣時計市場

臺灣貴金屬市場

臺灣寶石市場

臺灣骨角牙製品市場

臺灣竹細工市場

臺灣籐製品市場

臺灣麥稈真田市場

臺灣帽子市場

臺灣履物市場

臺灣洋傘市場

臺灣洋服市場

臺灣和服市場

臺灣被服市場

臺灣寢具市場

臺灣文房具市場

臺灣運動具市場

臺灣楽器市場

臺灣玩具市場

臺灣人形市場

臺灣花卉市場

臺灣種苗市場

臺灣肥料市場

臺灣農具市場

臺灣漁具市場

臺灣獵具市場

臺灣武具市場

臺灣馬具市場

臺灣車輛市場

臺灣船舶市場

臺灣航空機市場

臺灣自動車市場

臺灣自轉車市場

臺灣飛行機市場

臺灣潛水器市場

臺灣測量器市場

臺灣理化學器市場

臺灣醫療器市場

臺灣眼鏡市場

臺灣時計市場

臺灣貴金屬市場

臺灣寶石市場

臺灣骨角牙製品市場

臺灣竹細工市場

臺灣籐製品市場

臺灣麥稈真田市場

臺灣帽子市場

臺灣履物市場

臺灣洋傘市場

臺灣洋服市場

臺灣和服市場

臺灣被服市場

臺灣寢具市場

臺灣文房具市場

臺灣運動具市場

臺灣楽器市場

臺灣玩具市場

臺灣人形市場

臺灣花卉市場

臺灣種苗市場

臺灣肥料市場

臺灣農具市場

臺灣漁具市場

臺灣獵具市場

臺灣武具市場

臺灣馬具市場

臺灣車輛市場

臺灣船舶市場

臺灣航空機市場

臺灣自動車市場

臺灣自轉車市場

臺灣飛行機市場

臺灣潛水器市場

臺灣測量器市場

臺灣理化學器市場

臺灣醫療器市場

臺灣眼鏡市場

大衆絶讃の幸保険

太平生命

料金最低・経営堅實

本社　東京・日比谷
支社　臺北市大平町

社長　根津嘉一郎

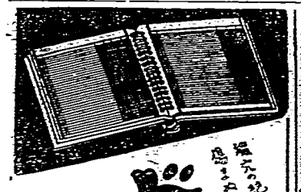

街に散る花 (115)

竹田敏彦作
寺本忠雄畫

午前の部

【六・二〇】國の放送ラヂオ體操
今日の天氣の知らせ—臺北
【七・一〇】今日の天氣の知らせ—臺北(第二)
【八・〇〇】子供の時間(東京)ラヂオ世界童話(十二)カナダ編(宇供のテキスト第五十四頁)—高田寛
【九・〇〇】日曜講座(東京)壽岡カトリック教會より中繼「聖體祭」復活式餘日ローマ教皇使節大司教パヴロ・マレロ二說教キリストの復活—カトリック教司祭田口芳五郎
【九・四〇】家庭婦人(第二)(一)養豚(二)婦人と職業—東京市役所吉武榮(二)婦人と職業—東京市役所吉武榮
【十・〇〇】午前の時報(東京)
【十・〇五】レコード音樂(東京)
【十・二〇】講談(東京)國姓の國—大島伯鶴
【十・四〇】學校の時間(東京)
【十一・〇〇】女聲獨唱(東京)(一)ヘンデル作曲「ミニュージック アルバム」(白井國雄作詞、岡政雄作曲)三浦時子、橋爪、喜屋武千、草間美子、久美京子「ミュージック・アルバム」二、アルミタ三、牛國歌四、夢の日本 五、何故?何故?六、歌:はるの花がムジヤズ 一、支那街(フオックストロット)二、林檎の木蔭で(フオックス・トロット)ジヨー・ダニエルス管絃樂團 三、もとの朝(フオックス・トロット)シルヴニスター管絃樂團
【十一・〇〇】子供の時間(臺北)JFAK五子供新聞:JFAK五子供放送
【十一・三〇】講談(東京)國姓の國—大島伯鶴
【十一・四五】臺北とをとり(京都)京都歌劇團總出演「新春の今様娘」(藤浦洸作詞、清瀧雲作曲)
【十二・〇〇】報時(東京)三浦時
【十二・〇五】レコード音樂(東京)
【十二・二〇】時報(東京)
【十二・三〇】ラヂオドラマ(臺北)鳴呼芝山巖 北原現役作 正宗新九郎風色配役:役割左記:吉田先生、陳金章:前吉八郎 陳氏秀英:乃木大將 池田貴正宗新九郎、森松中 池田貴、解說:鹽田英祥、伴奏指揮赤松文雄、效果指揮:正宗新九郎

午後の部

【一・一五】正午の時報(東京)
【一・一七】實業補報:臺北國語學校實修科第一部卒業生就職狀況(臺北國語學校)—臺北國語學校訓導 小川尚義
【一・二〇】ニュース、共同時報(レコード演奏)(東京時報の入る場合は中止)物價(臺北)—臺北州內地人物價調査委員會
【一・三〇】野球試合(臺北)—臺北州內地人野球聯盟
【二・〇〇】野球試合(臺北)—臺北州內地人野球聯盟
【二・三〇】講談(東京)國姓の國—大島伯鶴
【三・〇〇】婦人と職業(東京)—東京市役所吉武榮
【三・一五】レコード音樂(東京)
【三・三〇】婦人と職業(東京)—東京市役所吉武榮
【四・〇〇】學校の時間(臺北)(一)臺北第一公學校(二)臺北第二公學校(三)臺北市立幼稚園(四)臺北市立幼稚園
【四・三〇】學校の時間(臺北)(一)臺北第一公學校(二)臺北第二公學校(三)臺北市立幼稚園(四)臺北市立幼稚園
【五・〇〇】レコード音樂(東京)
【五・二五】レコード音樂(臺北)(一)女聲獨唱「御獻上」(二)女聲獨唱「御獻上」(三)ピアノ獨奏「ミニュージック アルバム」(白井國雄作詞、岡政雄作曲)三浦時子、橋爪、喜屋武千、草間美子、久美京子「ミュージック・アルバム」二、アルミタ三、牛國歌四、夢の日本 五、何故?何故?六、歌:はるの花がムジヤズ 一、支那街(フオックストロット)二、林檎の木蔭で(フオックス・トロット)ジヨー・ダニエルス管絃樂團 三、もとの朝(フオックス・トロット)シルヴニスター管絃樂團
【六・二〇】講談(東京)國姓の國—大島伯鶴
【六・三〇】學校の時間(臺北)(一)臺北第一公學校(二)臺北第二公學校(三)臺北市立幼稚園(四)臺北市立幼稚園
【六・五五】JFAK五子供新聞:JFAK五子供放送
【七・〇五】臺北とをとり(京都)京都歌劇團總出演「新春の今様娘」(藤浦洸作詞、清瀧雲作曲)
【七・三〇】ラヂオドラマ(臺北)鳴呼芝山巖 北原現役作 正宗新九郎風色配役:役割左記:吉田先生、陳金章:前吉八郎 陳氏秀英:乃木大將 池田貴、森松中 池田貴、解說:鹽田英祥、伴奏指揮赤松文雄、效果指揮:正宗新九郎
【八・二〇】時報(東京)
【八・二一】ラヂオドラマ(臺北)鳴呼芝山巖 北原現役作 正宗新九郎風色配役:役割左記:吉田先生、陳金章:前吉八郎 陳氏秀英:乃木大將 池田貴、森松中 池田貴、解說:鹽田英祥、伴奏指揮赤松文雄、效果指揮:正宗新九郎
【八・五〇】國の放送ラヂオ體操
【九・〇〇】夜間の時報(東京)
【九・〇五】レコード音樂(東京)
【九・二〇】講談(東京)國姓の國—大島伯鶴
【九・三〇】學校の時間(臺北)(一)臺北第一公學校(二)臺北第二公學校(三)臺北市立幼稚園(四)臺北市立幼稚園
【十・〇〇】夜間の時報(東京)
【十・〇五】レコード音樂(東京)
【十・二〇】講談(東京)國姓の國—大島伯鶴
【十・三〇】學校の時間(臺北)(一)臺北第一公學校(二)臺北第二公學校(三)臺北市立幼稚園(四)臺北市立幼稚園
【十一・〇〇】夜間の時報(東京)
【十一・〇五】レコード音樂(東京)
【十一・二〇】講談(東京)國姓の國—大島伯鶴
【十一・三〇】學校の時間(臺北)(一)臺北第一公學校(二)臺北第二公學校(三)臺北市立幼稚園(四)臺北市立幼稚園
【十二・〇〇】夜間の時報(東京)
【十二・〇五】レコード音樂(東京)
【十二・二〇】講談(東京)國姓の國—大島伯鶴
【十二・三〇】學校の時間(臺北)(一)臺北第一公學校(二)臺北第二公學校(三)臺北市立幼稚園(四)臺北市立幼稚園
【一・〇〇】夜間の時報(東京)
【一・〇五】レコード音樂(東京)
【一・二〇】講談(東京)國姓の國—大島伯鶴
【一・三〇】學校の時間(臺北)(一)臺北第一公學校(二)臺北第二公學校(三)臺北市立幼稚園(四)臺北市立幼稚園
【二・〇〇】夜間の時報(東京)
【二・〇五】レコード音樂(東京)
【二・二〇】講談(東京)國姓の國—大島伯鶴
【二・三〇】學校の時間(臺北)(一)臺北第一公學校(二)臺北第二公學校(三)臺北市立幼稚園(四)臺北市立幼稚園
【三・〇〇】夜間の時報(東京)
【三・〇五】レコード音樂(東京)
【三・二〇】講談(東京)國姓の國—大島伯鶴
【三・三〇】學校の時間(臺北)(一)臺北第一公學校(二)臺北第二公學校(三)臺北市立幼稚園(四)臺北市立幼稚園
【四・〇〇】夜間の時報(東京)
【四・〇五】レコード音樂(東京)
【四・二〇】講談(東京)國姓の國—大島伯鶴
【四・三〇】學校の時間(臺北)(一)臺北第一公學校(二)臺北第二公學校(三)臺北市立幼稚園(四)臺北市立幼稚園
【五・〇〇】夜間の時報(東京)
【五・〇五】レコード音樂(東京)
【五・二〇】講談(東京)國姓の國—大島伯鶴
【五・三〇】學校の時間(臺北)(一)臺北第一公學校(二)臺北第二公學校(三)臺北市立幼稚園(四)臺北市立幼稚園
【六・〇〇】夜間の時報(東京)
【六・〇五】レコード音樂(東京)
【六・二〇】講談(東京)國姓の國—大島伯鶴
【六・三〇】學校の時間(臺北)(一)臺北第一公學校(二)臺北第二公學校(三)臺北市立幼稚園(四)臺北市立幼稚園
【七・〇〇】夜間の時報(東京)
【七・〇五】レコード音樂(東京)
【七・二〇】講談(東京)國姓の國—大島伯鶴
【七・三〇】學校の時間(臺北)(一)臺北第一公學校(二)臺北第二公學校(三)臺北市立幼稚園(四)臺北市立幼稚園
【八・〇〇】夜間の時報(東京)
【八・〇五】レコード音樂(東京)
【八・二〇】講談(東京)國姓の國—大島伯鶴
【八・三〇】學校の時間(臺北)(一)臺北第一公學校(二)臺北第二公學校(三)臺北市立幼稚園(四)臺北市立幼稚園

屏東飛行八聯隊の自動車長距離行軍

参加隊員は三十三名　同隊でも最初の試み

【屏東電話】屏東連隊区では今回屏東、潮州の行軍を実施するとともに今回の参加自動車は十四輌で自動車行軍は最初の試みで自動車行軍特有の機動性と持久力の養成を目的とするものである

【屏東電話】屏東連隊区では今回屏東、潮州の行軍を実施するとともに今回の参加自動車は十四輌で自動車行軍は最初の試みで自動車行軍特有の機動性と持久力の養成を目的とするものである

屏東飛行八聯隊

赤禍に脅ゆる太原を視察する

◇…共産軍の侵入狀況…◇

（上）

本社特派員　X・Y・Z

さきに第二師團の急襲により潰滅的打撃を受けた山西省の共産軍は、その後大同附近に集結して再び勢力を恢復し、最近では山西省の北部一帶に蟠踞して、同地方の治安を攪乱するに至つたので、第二師團は目下同地方の討伐に當つてゐるが、共産軍は山西省の北部から北支の各地に亘つて赤化運動を行ひ、その魔手は既に北支の心臓部たる北平、天津にまで及ぼうとしてゐるので、北支の治安維持上、山西省の赤化は北支全體の赤化を意味するものとして重大視されてゐる。

◇

北支の赤化運動は、昨年秋綏遠事件の際、内蒙古の赤化を目的として、内蒙古の東部から西部に亘つて行はれたが、その後内蒙古の赤化運動は、山西省の赤化運動と相俟つて、山西省の北部から内蒙古の南部に亘つて行はれてゐるが、山西省の赤化運動は、内蒙古の赤化運動と異つて、山西省の赤化運動は、山西省の北部から

照宮さまと孝宮さま御歸京

孝宮さまには女子學習院前期一年に御進級の爲め七日午後一時五分沼津御用邸より御歸京遊ばされた　尚ほ中期一年に御進級の爲め七日午後一時五分沼津御用邸より御歸京遊ばされた　尚ほ照宮さまには女子學習院前期一年に御進級の爲め七日午後一時五分沼津御用邸より御歸京遊ばされた　尚ほ照宮さま同右、孝宮さまと御歸京

本郷博士を聘して
臺灣神社神域を大擴張
山口宮司の後任は議會後に

【東京十一日發】臺灣神社の神域擴張問題は、同社宮司山口正吉氏の後任問題と關聯して、目下内地在住の有力者間に重大關心を呼んでゐるが、後任宮司は議會後に決定の豫定で、本郷博士を聘して神域擴張の大方針を樹てる事に内定した模様である

昭和十二年四月十二日　三　曜　日日新報　第一万二千九百四十五號

二二六事件眞相
政府或自出說明
關係各當局且先商議

東京十一日電。特別議會。既傳畢五月二日開之。貴衆兩院。關二二六事件。有問其實情之意。且以爲說明其概要。余如人之一助。政府或議相機說明。然有既其範圍程度如何。陸軍。內務。可依關係當局或先商之。或不待商員質問。政府自行說明。即按首相。外相。藏相。在貴衆兩院。演說施政方針後。相機要求說明者。而爲說明云。

大藏省當局大不滿
製糖會社高率配當
來臨時議會或有所對付

東京十一日電。製糖會社。配當自制。因明治。竟竭其能事。故不成就。且大日本製糖。亦豈記念配當。大藏省當局。甚偏出不滿之意。蓋以當此一般會社。應停生產品。降下利潤之際。獨製糖會社。復萌故態。仍多配當。認識時局。何其錯誤。深遺憾之。以爲製糖會社。未配當高率。宜先降下賭價。貴族院大藏省對其配當。別無許可權。唯對高率會社。得課超過所得稅。將來我制改革。此點台應十分考慮以抑賭價之騰貴。並不特別保護云。

十三國委員會聯盟態度
英佛兩外相問答
意神直接和協交涉

倫府十日電。十日十三國委員會。意神直接和協交涉。聯盟態度所開。英法兩外相問。相當緊盟問答。即英國伊外相所言如左。

「神認國在聯盟機構神範圍內。商唱折衝。若意國提示極端硬條件。折衝或恐失敗。法國伊外相。所答如左。

若兩交戰國會合。神認國談判不遂。聯盟得判其誰負戰爭責任延之實。

英國伊外相。又言如左。

委員長。至來十六日本委員會當日。如不得使之交涉成立。余且於十八日。招集制裁十八國委員會。表決對意制裁強化之可否。

又同委員會。受法律家小委員會之報告。決定同小委員會。得當毫厄斯。其他使用準實云。

昭忘皇太后祭
神宮擧行

東京十一日電。十一日午前九時。昭憲皇太后祭。在明治神宮。此厳擧行。有勅旨司以下。神職。樂士。雅遣。府下各女學校。及女子青年團聯合會代表。約々參列云。

圓遊會
收監中祕話
永野氏所述

東京十一日電。帝人第百回同公判。十一日午前九時開廷。檢問永野證氏。氏供述其與河合良成。小林中。長崎英造三氏。引受五千株問分問題。否認中爲元商相之介入。與裁判長。問答。氏有言如左。

余於收監中。對批把田檢事。問以大藏省事件原來何調。此其眞相。若使貿受圓個被告與中爲男會見。當場可以解決。遂不見許。後在十月七日神當云。只許與小林中。長崎英造二氏。引受五千株問分問題。否認中爲元商相之介入。與裁判長。問答。氏有言如左。

余於收監中。對批把田檢事。問以大藏省事件原來何調。此其眞相。若使貿受圓個被告與中爲男會見。當場可以解決。遂不見許。後在十月七日神當云。只許與小林中。長崎英造三氏。引受五千株問分問題。否認中爲元商相之介入。與裁判長。問答。氏有言如左。

特別議會
議事順序

東京十一日電。廣田內閣最初第六十九特別議會。決定來五月一日召集。此次總選擧結果。衆議院各派勢力。有所消長。各黨派數力。有所消長。各黨派數力。有所消長。各黨派數